

# 指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信

税理士 足田 英司  
税理士 中 富 強  
税理士 藤本 正行  
税理士 風間 慎一

## 平成 31 年度税制改正法が 3 月 27 日参院で成立

### 消費税増税で 5・6 兆円、増税対策に 2 兆円

本年 10 月の消費税増税を前提とした予算は過去最大の 101兆4571億円と初めて100兆円の大台を超えました。最大の特徴は、ポイント還元や住宅購入支援などの消費税増税対策予算。主な改正点は次のとおり

① 消費税率 10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長し13年とし、11年目以降の3年間は消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定する住宅ローン控除の特例の創設

② 車体課税の見直し（自動車重量税）

③ 事業用資産（土地、建物、機械・器具備品等）の相続税・贈与税を100%納税猶予する個人版事業承継税制の創設

④ 民法改正により規定された配偶者居住権の評価方法などが注目される。

また、地方税法の主な改正点は次のとおり

(1) 自動車税の税率引下げ（恒久減税）など車体課税の大幅見直し

(2) ふるさと納税制度の見直し

(3) 住宅ローン控除の拡充に伴う措置

(4) ひとり親に対する個人住民税の非課税措置などが盛り込まれている。

ふるさと納税制度は、対象となる返礼品に返礼割合が3割以下で地場産品とする基準を設け、総務大臣が対象となる地方団体を指定する見直しなどを規定している。

森林環境税は、温室効果ガス排出削減などを目的に森林整備等に必要な地方財源を確保するため新たににつくられた。国内に住所がある個人が納税義務者で、年額1000円が市町村民税の均等割と併せて徴収される。施行は2024年（令和6年）1月1日からとなります。

### 4月の税務・労務

2月決算法人の確定申告	
8月決算法人の中間申告	4月中の
4, 8, 11月決算法人の消費税	決算応答日
中間申告(年税額400万円超)	
源泉所得税、特別徴収税額	4月10日(水)
3月分納期限	
給与支払報告に係る給与所得者異動届出書	4月15日(月)
社会保険料・子ども子育て	5月7日(火)
拠出金(3月分)納付期限	
家内労働委託状況届の提出	5月7日(火)

### 4月の行事・業務案内

- 5(金) 清明
- 7(日) 世界保健デー
- 8(月) 花まつり
- 10(水) 法テラスの日
- 17(水) ハローワークの日
- 18(木) 発明の日
- 20(土) 穀雨
- 29(月) 昭和の日
- 30(火) 国民の休日



### 今号の紙面

- 平成31年度税制改正が決定
- 所得によって変わる医療費負担
- 有給休暇のきまりを知ろう
- 家内労働委託状況届とは
- カジノ法に思う(コラム)
- Q&A 相続の特別寄与分にかかる取扱いと税務手続

### GWの対応について

新天皇即位に伴う祝日法により今年のGWは10連休となります。弊所も4月27日から5月6日までお休みを頂戴しますのでご案内します。急用などございましたらメールなどでご連絡いただきますようお願い申し上げます。

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17第5松葉ビル3階

072 (805) 5252 FAX072(805)5253 info@kskj.jp  
チャットワークID: hikita http://kskj.jp

【対応業務】  
税務申告・相談・代理、事業承継・相続全般業務  
経理・給与・経営コンサルタント

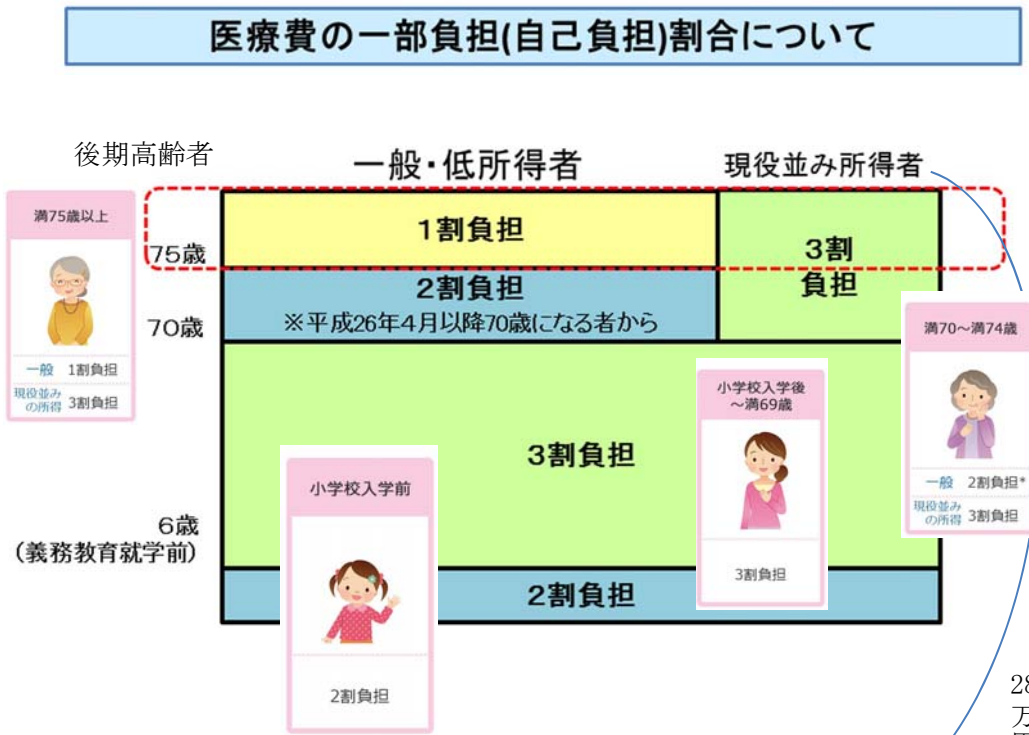
### (提携・取次先)

(生命保険) 大同生命、NN生命、ソニー生命 他  
(損保) ユナイテッド・インシュアランス(株) 他  
(ビジネスソフト) ミロク情報サービス、弥生会計  
(不動産) スマイシア不動産販売



**医療費の自己負担割合について**

確定申告により所得金額が確定した後、影響が及ぶもののひとつが医療費の窓口負担です。通常は3割負担ですが、義務教育就学前の6歳までは2割負担。自治体によっては、自己負担が



3割負担となる場合＝現役並み所得者

後期高齢者医療制度	世帯内に住民税の課税所得の額が145万円以上の被保険者がいる場合
国民健康保険	世帯内に課税所得の額が145万円以上の被保険者（70～74歳に限る）がいる場合
被用者保険	被保険者が70歳以上であって、その標準報酬月額が28万円以上である場合

2割負担となる場合＝複数世帯の特例

後期高齢者医療制度	世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満（世帯の被保険者が一人の場合は、383万円未満）である場合等
国民健康保険	世帯の被保険者（70～74歳に限る）全員の収入の合計額が520万円未満（世帯の被保険者（70～74歳に限る）が一人の場合は、383万円未満）である場合等
被用者保険	被保険者及びその被扶養者（70～74歳に限る）の収入の合計額が520万円未満（被扶養者（70～74歳に限る）がいない場合は、383万円未満）である場合等

異なる場合があります。70歳からは2割、75歳から1割負担となりますが、現役並み所得者の場合、3割負担となります。では、現役並み所得とはいくらからになるでしょうか。左の表のとおり後期高齢者医療制度、国民健康保険の場合は課税所得が145万円以上。給与や役員報酬の場合は月額28万円以上で現役並み所得者となります。

**世帯主後期高齢者、配偶者が国保の場合の特例**  
70歳から74歳の被保険者の方については、その被扶養者が後期高齢者医療制度の被保険者となることに伴い、収入が変わらないにもかかわらず、現役並み所得者と判定される場合（一部負担金が3割負担になる）があります。例えば、夫が75歳（後期高齢者）になった場合、妻の収入は変わらなくても国保の負担が現役並み所得者と認定されることがあります。

しかし、被扶養者であった方との年収の合計が520万円未満など上の表に該当する場合には、申請により2割負担となります。2割負担の判定で注意すべきは、判断基準は収入金額である点です。70歳を超えた方の報酬を決める際、参考にされればいかがでしょうか。

パートさんにも有休？ 知らなかった…ではすみませんよ

この4月1日から、働き方改革法（通称）が施行されました。労働者は「権利」として、使用者は「義務」として、いよいよ本格化します。

今回は認識の薄いところである、パートさんの有給の扱いを説明します。かなり複雑ですが、別表にまとめました。勤続年数による有給日数と、週の勤務時間とによる計算法があります。

有給休暇付与の条件

**原則的な取扱**からご説明します。一般の労働者（週所定労働時間が30時間以上、所定労働日数が週5日以上の労働者、又は1年間の所定労働日数が217日以上の労働者）には、表1

表1 フルタイムまたは週5日以上勤務労働者の有給休暇付与の条件

雇入れの日から起算した勤続期間	付与される休暇の日数
6か月	10労働日
1年6か月	11労働日
2年6か月	12労働日
3年6か月	14労働日
4年6か月	16労働日
5年6か月	18労働日
6年6か月以上	20労働日

- が適用されます。この場合の年次有給休暇が付与される要件は、
- ①雇入れの日から6か月経過していること
- ②その期間の全労働日の8割以上出勤したこと

この要件を満たした労働者は、10労働日の年次有給休暇が付与されます。また、最初に年次有給休暇が付与された日から1年を経過した日に、②と同様要件を満たせば、11労働日の年次有給休暇が付与されます。その後、表1の様に要件を満たすことにより、休暇日数が付与され1年間の繰り越しが認められます。

**パートタイム労働者など、週所定労働時間が30時間未満で、かつ、週所定労働日数が4日以下、又は1年間の所定労働日数が48日から216日まで**

表2 パートタイマーの有給休暇の付与条件

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	雇入れ日から起算した継続勤務期間（単位：年）						
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
4日	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
3日	121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
2日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
1日	48日～72日	1	2	2	2	3	3	3

での労働者には表2（ ）の部分が付与される年次有給休暇の日数（単位：労働日）です）が適用されます。フルタイム労働者よりも少なく、比例的に付与されます。また、1日の所定労働時間が5時間の場合時給×5時間分の給与の支払いが発生します。

年次有給休暇は、労働者が請求する時季に与えなければならぬと労働基準法で定められています。使用者は、労働者が請求した時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合にのみ、他の時季に年次有給休暇を与えることができますが、年次有給休暇を付与しないとすることはできません。

有休の取得 Ⅱ。パートさんの権利  
使用者 Ⅱ責任・義務

二〇年前からパートさんも、一定の要件で失業保険・労災保険・健康保険・厚生年金に加入できることとなり、パートさんも「有給休暇」があることは周知はされていますが、実際の取得は、まだまだ少ない現状が見られます。

次号では働き方改革法により義務化される内容などをご説明します。

## 家内労働委託状況届の提出について

家内労働法により内職などを委託している事業主は、毎年4月1日現在の家内労働者数などを記入し、4月30日までに労働基準監督署に報告する義務があります。今年も祝日法により休日となりますので5月7日が期日となります。

報告の対象となる内職は、物の加工を伴って製品を作成し工賃を受け取る場合をいい、宛名書きやHP作成、エクセル加工などは含まれません。

## カジノ法をめぐる思い出す、お客様のこと

現在、都構想をめぐる大阪市長、大阪府知事、大阪府議会議員、大阪府知事、大阪府議会議員の選挙が行われており、投票日が4月7日に予定されています。この後も統一地方選挙後半が控え、さらには参議院議員選挙もあって、選挙の多い年です。選挙をめぐる感じることがあります。

都構想の目標とされているカジノについてはいささか思い出すお客様がいます。そのお客様は韓国のカジノにはまり廃業してしまいました。

当時、韓国への旅行がブームになっており、旅行先でのカジノが、たいへんサービスもよく、丁寧にもてなししていただきました。次第にカジノへの旅行回数も増え、投資額も増加して

いきます。次第にカジノのほうから迎えに来るようになりました。ファーストクラスの飛行機、最上階スイート、送迎リムジンに24時間の世話役がきます。これらの費用は無料ですが、そのたびに1000万円負けて帰ります。お金が足りなくなると

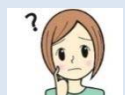
カジノはお金を貸してくれず、次第に億を超える借金を抱えてしまいます。最終的には、大阪の自宅や職場を売却して返済、会社は倒産しました。

そんな仕組みで代表者をギャンブル依存に陥れ、会社や経営者家族、従業員家族を路頭に迷わせたカジノ。

本人の問題といわれるかもしれませんが、日本では禁止されている賭博を、都構想で場所を提供するというのかとため息が出ます。(正田英司)

## Q&A コーナー

相続人以外の人の貢献に特別寄与料が認められますが、実際はどうなの？



民法が改正され、財産管理や療養看護などに貢献して遺産の維持・増加に貢献した方に寄与分が認められますが、実際はどうなのですか？

### 相続人らの協議、整わない場合は家庭裁判所で審判

長男の嫁は義理の親の看護や財産管理をしても無報酬であることが一般的です。しかし、それで守られてきた財産の分割協議に長男の嫁は参加できません。同様に長女が一人で親の看護をして、他の相続人は協力しきれなかったとしても相続権はみんな平等です。

寄与分の規定はありませんが、相続人以外は主張できません。それは不合理ではないかとの理由からこのたびの民法改正で相続人以外でも寄与分を請求できる権利が認められました。

相続人と協議して寄与料が認められれば、その額を相続人の相続分により負担することとなります。まとまらない場合は、相続の開始及び相続人を知ってから半年以内に消滅時効が成立するので早めに家庭裁判所に申立する必要があります。また、相続の開始を知ってから1年以内に行わなければ除斥期間の適用があつて、相続人自動的に消滅します。なお、申立ができるのは親族に限られます。

特別寄与料は相続財産とされ、額が確定され、相続税の課税の対象になる場合、確定日から10カ月以内に申告と納税をする必要があります。すでに申告済みの他の相続人は更正の請求の特則により4ヶ月以内に更正の請求をする必要があります。確定日からの取扱の期日が異なりますので注意が必要です。